

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

国民年金

年金の繰下げ受給について

老齢年金は、65歳で請求せずに66歳以降70歳までの間で申し出た時から繰下げて請求できます。繰下げ受給の請求をした時点で応じて、最大で42%年金額が増額されます。

繰下げには、老齢基礎年金の繰下げと老齢厚生年金の繰下げがあります。今回は老齢基礎年金について説明します。

老齢基礎年金の繰下げ受給（昭和16年4月2日以後に生まれた人）

昭和16年4月2日以後に生まれた人については、支給の繰下げを申し出た日の年齢に応じてではなく、月単位で年金額の増額が行われることとなります。また、その増額は一生変わりません。

繰下げ請求と増額率

請求時の年齢	増額率
66歳0ヵ月～66歳11ヵ月	8.4%～16.1%
67歳0ヵ月～67歳11ヵ月	16.8%～24.5%
68歳0ヵ月～68歳11ヵ月	25.2%～32.9%
69歳0ヵ月～69歳11ヵ月	33.6%～41.3%
70歳0ヵ月～	42.0%

増額率=（65歳に達した月から繰下げ申出月の前月までに月数）×0.007

老齢基礎年金繰下げ請求にかかる注意点

①繰下げできるのは、他年金の権利が発生するまでの間です。65歳に達した日から、66歳に達した日までの間に、遺族基礎年金、障害基礎年金等を受けられる権利がある場合は、繰下げ請求をすることはできません。

②66歳に達した日より後に他の年金を受ける権利ができた場合は、その年金を受ける権利ができた時点で増額率が固定されます。※平成17年3月31日以前に他の年金を受ける権利がある場合は、老齢基礎年金の繰下げ請求はできません。

③繰下げ請求は、老齢基礎年金の権利発生から1年以上お待ちください。

④老齢厚生年金と老齢基礎年金をそれぞれに繰下げ時期を選択できます。

⑤加算額は、繰下げしても増額されません。

⑥繰下げによる年金は、請求された月の翌月分（66歳に達した日より後に他の年金を受ける権利ができた場合は、権利が発生した月の翌月分）からの支払いとなります。

⑦「繰下げによる増額請求」または「増額のなり年金をさかのぼって受給」のどちらか一方を選択できます。⑧繰下げ請求は、遺族が代わって行うことはできません。

求「または「増額のなり年金をさかのぼって受給」のどちらか一方を選択できます。⑧繰下げ請求は、遺族が代わって行うことはできません。

り、東北及び関東甲信越を中心に、各地で甚大な被害が出ています。この災害で被災された方々を支援するため、次のとおり義援金を受け付けております。

■お問い合わせ
ねんきんダイヤル
☎0570-051165

■義援金の名称
令和元年台風第19号災害義援金

日本年金機構ホームページ
http://www.nenkin.go.jp
旭川年金事務所
年金の加入手続き、納入相談など

■募集期間
令和2年3月31日（火）まで

☎0166-2711611
年金相談の予約など
☎0166-7215004
役場税務住民課年金担当

■受付場所
下川町役場保健福祉課

☎4-2511
内線116・117
☆4-251103

■担当
日本赤十字社北海道支部
下川町分区

お知らせ

令和元年台風第19号災害義援金の受付について

■お問い合わせ
保健福祉課福祉子育て支援グループ
☎4-2511
内線125

令和元年10月に発生した台風第19号の影響によ

